

川崎港港湾環境整備施設管理運営要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号、以下「条例」という。）及び同条例施行規則（昭和32年規則第31号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、港湾環境整備施設の利用について、必要な事項を定めること等により、港湾環境整備施設の適正な管理及び利用の促進を図ること等を目的とする。

(施設概要)

第2条 港湾環境整備施設の概要は次のとおりとする。

名 称	施設の概要（主な施設）
千鳥橋周辺緑地	休息緑地
ちどり公園	休息緑地
東扇島北公園	休息緑地
東扇島西公園	休息緑地（つりエリア）
東扇島中公園	休息緑地（バーベキュー場）
東扇島東公園	休息緑地（バーベキュー広場、多目的広場、人工海浜、わんわん広場）
東扇島緑道	休息緑地
白石町緑地	休息緑地
大川町緑地	休息緑地

(申請書等の提出先)

第3条 この要綱に規定する各種申請書類等の提出先及び送付先並びに港湾環境整備施設の利用に係る問い合わせ先は次のとおりとする。ただし、業務委託をしている施設については別に定めることとする。

(1) 名 称：川崎市港湾局川崎港管理センター
港営課 環境管理班

(2) 所 在 地：〒210-0869
川崎市川崎区東扇島38-1
川崎市港湾振興会館 業務棟 4F

(3) 電 話：044-287-6034

(4) ファクシミリ：044-287-6038

(5) Eメール：58kouei@city.kawasaki.jp

(利用許可)

第4条 条例第3条第2項各号に掲げる目的のため港湾環境整備施設を利用しようとする者は、川崎港港湾環境整備施設利用許可申請書（規則第13号様式の2）に必要書類を添えて市長あてに申請し、許可を受けなければならない。申請内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 複数の港湾環境整備施設を利用しようとする場合は施設ごとに申請し、許可を受けなければならない。

(申請期間)

第5条 前条の利用許可申請を行うことができる期間は次の各号に定めるとおりとする。ただし市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(1) 国若しくは市が行う防災訓練又はこれに準ずるものとして市が認める防災訓練のための利用については、随時申請できるものとする。

(2) 市が主催するもの又はこれに準ずるものとして市が認めるイベント等による利用で、開催までに相当の準備期間を要するものについ

ては、利用月の12か月前から申請できるものとする。

(3) 開催までに相当の準備期間を要するイベント等で市が認めるものについては、利用月の10か月前から申請できるものとする。

(4) 前記各号に該当する場合を除いては、利用月の3か月前から申請できるものとする。

(許可の条件)

第6条 市長は、第4条の許可を行うにあたり、必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第7条 第4条の許可を受けた者は、条例に定める使用料を、原則として現金により、許可書の受領の際に納入しなければならない。

2 既納の使用料は返還しない。ただし、許可利用者の責めに帰することができない事由により港湾環境整備施設の利用ができなくなったときは、この限りでない。

(利用許可の基準)

第8条 条例及び川崎港港湾環境整備施設利用許可審査基準（以下、「審査基準」という。）に定めるもののほか、次の各号に該当すると認めるときは、市長は、第4条の申請の全部又は一部を許可しないものとする。

(1) 申請者が次のいずれかに該当すると市長が認める場合

ア 過去に、条例、規則及びこの要綱の規定に違反して港湾環境整備施設を利用したとき（第6条の規定に基づく許可条件若し

くは条例第7条に規定する市長の命令に違反して港湾環境整備施設を利用したとき及び虚偽の申請により港湾環境整備施設を利用したときを含む。) 。

イ 過去に、正当な理由がなく、条例第16条に定める原状回復義務を果たしていないとき。

ウ 過去に、正当な理由がなく、条例第17条に定める損害賠償等に応じていないとき。

(2) 申請された行為が次のいずれかに該当すると市長が認めたとき。

ア 第10条に定める禁止行為に該当し、又はそのおそれがあるとき。

イ 第11条に定める遵守事項に違反し、又はそのおそれがあるとき。

ウ その他本市の業務に支障を生じる可能性があるとき。

(利用許可の取消等)

第9条 市長は、条例第8条に定めるもののほか、次のいずれかに該当すると認める場合も、第4条の許可を取り消し、又はこれを変更し、その他必要な処置を行うものとする。

(1) 第8条第2号に掲げる事項のいずれかに該当するとき。

(2) 第6条に基づく許可条件に違反したとき。

(禁止事項)

第10条 港湾環境整備施設内で、次の行為をしてはならない。ただし、条例第3条第2項に基づく許可を受けて行われるイベント等において、特別に許可を受けた場合についてはこの限りでない。

- (1) 規則第5条及び規則第43条各号に掲げる行為
- (2) 指定された場所以外でのつりその他これに類する行為
- (3) 危険物、不潔物等の持ち込み
- (4) 指定された以外の場所への自動車、オートバイ等の乗り入れ
- (5) 硬式野球ボールの使用、ゴルフ、ラジコン飛行機、ドローン（無人航空機）の使用等、他の港湾環境整備施設利用者に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある行為
- (6) その他港湾環境整備施設の管理運営に支障が生じる行為

(利用者の遵守事項)

第11条 港湾環境整備施設を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者同士の事故やトラブルなどについては、当事者間で解決すること。
- (2) ごみなどの廃棄物は、原則として、利用者の責任において持ち帰ること。
- (3) 指定された場所以外は犬をリードでつなぎ、ふんは飼い主が持ち帰ること。大型犬の連れ込みは飼主1人につき飼犬1頭とすること。また、犬以外のペットについても、他の利用者の迷惑とならないよう適切に管理すること。
- (4) 駐車場内は徐行すること。
- (5) 自転車の乗り入れは指定された場所のみとすること。また、自転車の運転が可能な場所であっても、低速で利用すること。

2 条例第3条第2項の許可を受けて港湾環境整備施設を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用を開始するとき及び終了したときは、職員その他施設管理従事者にすみやかに連絡をすること。
- (2) 工作物、準工作物その他の設備等を設置するときは、市長の承認を受けること。
- (3) 交通の整理（迂回路への誘導を含む。）が必要なときは、これを行うこと。
- (4) 警備員、誘導員及びその他のスタッフが必要なときは、これを配置すること。
- (5) 周辺地域の生活環境等に配慮すること。
- (6) 利用終了後、利用した港湾環境整備施設等の清掃を行うこと。
- (7) 利用に伴って発生した廃棄物（参加者又は見物人等が排出したものを含む。）を自らの責任及び費用負担で適正に処理すること。
- (8) 職員その他施設管理従事者から、利用に関して指示があった場合は、これに従うこと。

（防災訓練等による利用）

第12条 防災訓練等を行うため、条例第3条第2項第4号の規定に基づく許可を受けて、港湾環境整備施設の全面又は一部を専用的に利用しようとする者及び市は、その利用に係る部分が一般の利用に供されないときには、その旨を事前に一般の利用者等に周知しなければならない。

（その他必要事項）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第2章 各施設の利用について

第1節 バーベキュー施設

(利用申込)

第14条 バーベキュー施設を利用しようとする者は、利用月の1か月前の1日から7日までに、川崎市公共施設利用予約システム（以下「ふれあいネット」という。）により申し込むものとする。

2 前項の申し込みにあたっては、ふれあいネットの仕様により行うものとする。

3 利用は1日につき、1グループ1区画までとする。

4 1グループの人数は10人までとする。

5 1グループにつき、中公園と東公園それぞれ1月のうち土日祝は1日、平日は2日まで申し込みができる。

6 申込者多数の日が生じた場合は抽選とし、抽選の結果はふれあいネットにより確認することができる。

7 抽選に当選した場合は、ふれあいネットにより利用月の1か月前の9日から12日までの間に確定処理を行うものとする。手続きを行わない場合は、当選は無効とする。

8 抽選の結果、空き区画がある場合は、利用月の1か月前の13日以降に、ふれあいネットにより申し込みができる。

(当日の利用方法、使用料)

第15条 利用者は、利用当日に、各バーベキュー施設の受付において施設の使用料を支払い、ふれあいネットにより予約した番号の区画を利用するものとする。

2 バーベキュー用こん炉等の設備を利用する場合は、受付にて使用料

を支払い、設備の貸出を受けるものとする。

3 利用終了後、設備は係員の指示に従い返却する。

(利用者の遵守事項)

第16条 バーベキュー施設を利用する者は、第11条に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用者は火気の使用について最大の注意を払い、火災の予防に徹すること。

(2) 利用終了時には残り火に注意し、消火を確認した後に残灰や燃え殻を指定された炭処理場所にて処理すること。

(3) 直火での調理等は行わないこと。

(4) 炭以外の燃料は使用しないこと。

(5) 指定された区画以外の場所を利用しないこと。また、指定された区画を大きくはみ出して利用しないこと。

第2節 多目的広場及び有料照明施設

(利用方法等)

第18条 多目的広場は原則自由利用とする。ただし、条例第3条第2項に基づく許可を受けて多目的広場を専用的に利用する場合（以下この節において「専用的利用」という。）はこの限りでない。

2 専用的利用に供される範囲は必要最小限度とし、第5項に定める時間を除いて多目的広場の全面（二面）を専用的利用に供することはできない。ただし市長が特に認めた場合は、この限りでない。

3 専用的利用をする者は、有料照明施設を利用することができる。ただし市長が特に認めた場合は、この限りでない。

4 専用的利用の1回の利用時間は、9時から17時まで又は17時から21時までとする。ただし市長が特に認めた場合は、この限りでない。

5 有料照明施設を利用することができる時間は、17時から21時までとする。ただし市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(予約申請等)

第19条 第5条第4号の規定にかかわらず、スポーツの練習等の目的で専用的利用の許可申請を行う者は、許可申請に先立ち本条に規定する予約申請を行うものとする。

2 事前に次条に定める利用登録を行った団体は、利用月の3か月前に専用的利用をするための抽選予約申請（以下「抽選予約申請」という。）を行うことができる。

3 抽選予約申請を行うことができる期間（以下「抽選予約申請期間」という。）は、利用月の3か月前の10日から25日までとする。

4 抽選予約申請期間の開始日が休庁日にあたるときは、次の開庁日からとする。締切日が休庁日にあたるときも、同様に次の開庁日までとする。

5 抽選予約申請は、持参、郵送、ファクシミリ、Eメールにより行うものとし、いずれも締切日必着とする。

6 利用希望月のうち、抽選予約申請が可能な利用回数は、1団体につき、土日祝のうち2回、平日のうち4回、合計6回までとする。ただし、同一日であれば1日につき2回申請できるものとし、最大で12回まで申請できるものとする。

7 抽選日は、抽選予約申請のあった月の翌月の1日とする。ただし

1 日が休庁日にあたるときは、次の開庁日とする。

8 抽選日から5日間のうちに市は当選者に対して利用の意思確認を行う。この間に意思確認が取れなかった場合は、当選は無効となるものとする。

9 抽選の結果は、抽選した月の10日（休庁日にあたるときは次の開庁日）以降、電話で確認することができる。

10 抽選の結果空きがある場合は、専用的利用をするための随時予約申請（以下「随時予約申請」という。）を行うことができる。

11 随時予約申請を行うことができる期間（以下「随時予約申請期間」という。）は、利用月の2か月前の10日から25日までとする。なお、休庁日の扱いについては、第4項を準用する。

12 随時予約申請は、ファクシミリ又は電話により行うものとし、先着順で受付ける。

13 専用的利用の利用許可申請書の提出は、抽選による予約者については利用月の2か月前の9日まで、随時による予約者については利用月の前月の26日までとする。

14 有料照明施設の利用を希望する者は、前項の利用許可申請書に有料照明施設の利用希望の意思及び希望利用時間等を併記することとする。

（利用登録）

第20条 多目的広場をスポーツの練習等の目的により専用的利用する場合は利用登録をすることができる。

2 前項の利用登録をすることができるのは、市内に在住し、在学し又は在勤している者が構成員の2分の1以上を占め、市内に活動の本拠

を置く団体とする。（代表者が満18歳以上で市内に在住し、在学し又は在勤する者であり、10人以上の者で構成する団体に限る。）ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

3 登録を受けようとする代表者は、東扇島東公園多目的広場スポーツ等利用登録申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、市長あてに提出しなければならない。

4 登録の有効期間は1年間とし、基準日は4月1日とする。ただし、基準日後に登録した場合は、残りの期間を有効期間とする。

5 登録を行った年度以降も継続して利用を希望する場合は、毎年3月31日までに利用登録の更新を行うこと。

6 市長は、第2項又は第4項に定める申請があった場合は、速やかに審査し、登録を決定したときは、東扇島東公園多目的広場スポーツ等利用登録証を交付するものとする。

7 原則として、東扇島東公園多目的広場スポーツ等利用登録申請書に記載された目的以外での多目的広場の専用的利用は認めない。ただし市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（登録事項の変更）

第21条 前条の登録事項に変更が生じた場合には、速やかに東扇島東公園多目的広場スポーツ等利用登録申請書（第1号様式）に、東扇島東公園多目的広場スポーツ等利用登録証その他必要書類を添えて、市長あてに提出しなければならない。

（利用者遵守事項）

第22条 多目的広場の利用者は、第11条に定めるもののほか、次に

掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ボールなどが広場の外へ飛び出さないよう、注意すること。

(2) 専用的利用の終了後は広場を整備すること。

第3節 わんわん広場

(利用者登録)

第23条 わんわん広場を利用しようとする者は、事前に利用登録を行うこと。なお、登録に必要な書類は次のとおりとする。

(1) 東扇島東公園わんわん広場利用登録申請書兼誓約書

(第2号様式)

(2) 狂犬病予防法に基づく犬の登録が確認できる鑑札の写しまたはマイクロチップ登録証明書の写し

(3) 利用登録の申請日から起算して1年以内に狂犬病予防接種をしたことが確認できる、当該申請年度の狂犬病予防注射済票などの写し、または1年以内に予防注射を行った日付がわかるものの写し

(4) 飼犬の写真(2枚、たて4.5cm×よこ3.5cm)

2 利用登録の有効期間は1年間とし、有効期間満了後も継続してわんわん広場の利用を希望する場合は、有効期間満了日から起算して30日前までに利用登録の更新を行うこと。なお、更新に必要な書類は次のとおりとする。

(1) 東扇島東公園わんわん広場利用登録申請書兼誓約書

(第2号様式)

(2) 利用登録の有効期間満了日から起算して30日前までに新たに狂犬病予防接種をしたことが確認できる狂犬病予防注射済票などの写し

(3) 飼犬の写真(2枚、たて4.5cm×よこ3.5cm)

- 3 登録をすることができるのは、18歳以上の飼主で、かつ登録する飼犬が生後6か月以上であること。
- 4 市長は、第1項又は第2項に定める申請があった場合は、速やかに審査し、登録を決定したときは、東扇島東公園わんわん広場利用登録証を交付するものとする。
- 5 前項の登録証の交付を受けた飼主は、登録証を他の利用者に見えるように携帯し、広場内に入場すること。

(わんわん広場の専用的利用)

- 第24条 わんわん広場を専用的に利用しようとする者は、第4条に定めるところにより利用許可申請を行わなければならない。ただし専用的に利用できるのは、原則として平日又は第2、第4の土曜日、日曜日とする。
- 2 前項の専用的な利用を行うことができる範囲は必要最小限度とし、全面を利用することはできない、ただし市長が特に認める場合はこの限りではない。また、その利用目的は、原則としてわんわん広場本来の利用目的に即したものでなければならない。
 - 3 第1項の専用的利用を行う場合を除き、わんわん広場の使用料は無料とする。

(利用時間)

- 第25条 わんわん広場の利用時間は9時00分から17時00分までとする。夏期(6月から9月)については、利用時間を6時00分から19時00分までとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この

限りでない。

(利用者遵守事項)

第26条 わんわん広場の利用者は、第11条に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) わんわん広場内で生じた犬の噛み合い、負傷、死亡、他人への噛みつき等の事故及び紛争等については、利用者の中で直接解決すること。

(2) 飼主はゴミ及び犬の排泄物を持ち帰ること。また、小便是水をかけるなどの処理をすること。

(3) わんわん広場の利用に慣れており、かつ、常に飼主の命令が聞ける犬以外は、わんわん広場内でリードを外さないこと。

(4) 犬と飼主は一緒に入場すること。また、中学生以下の利用は、保護者の同伴を必要とし、3歳以下の乳幼児は安全のため入場させないこと。

(5) 小・中型犬は飼主1人につき飼犬2頭までの利用とし、大型犬は飼主1人につき飼犬1頭の利用とする。飼主は、愛犬をわんわん広場の雰囲気になじませてからリードを外すこと。また1人の飼主が同時に離せる犬は一頭までとする。

(6) 飼主は、常に愛犬から目を離さないように注意し、他の犬や利用者の迷惑とならないようにすること。

(7) わんわん広場内で、犬への餌やりや飼主の飲食は行わないこと。

(8) 次のいずれかに該当する場合は、わんわん広場の利用はできない。

ア 第23条に定める利用登録を行っていない飼主が飼養する犬

イ 法令等により定められた予防接種を受けていない犬

- ウ 利用当日、噛みつきなどのトラブルを起こした犬
- エ 発情期のメス犬及び病気の犬
- オ 闘犬を目的とした犬など他の利用者に恐怖感を与える犬
- カ 犬以外のペット

第4節 人工海浜

(利用方法等)

第27条 人工海浜は原則自由利用とする。ただし、条例第3条第2項に基づく許可を受けて人工海浜を専用的に利用する者がいる場合はこの限りでない。

2 前項の専用的利用を行うことができる範囲は必要最小限度とし、人工海浜の全面を利用することはできない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

3 第1項の専用的利用に供される場合の利用時間は次のとおりとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(1) 4月から9月 9時00分から18時00分まで

(2) 10月から3月 9時00分から17時00分まで

(禁止事項)

第28条 人工海浜では、第10条に定めるもののほか、次に掲げる行為をしてはならない。ただし市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 遊泳

(2) 幅15センチメートルを超える貝採り器具を使用すること。

(3) 殻の長さ2センチメートル以下のアサリの稚貝を採取すること。

(4) 一人が一度に2キログラムを超えて貝を採取すること。

(5) 砂浜にペットを連れ込むこと。

(6) 小型舟艇等を持ち込むこと。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月18日から施行する。

(川崎港港湾環境整備施設における制限行為に関する要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、川崎港港湾環境整備施設における制限行為に関する要綱(平成16年1月1日施行)は、廃止する。

附 則(平成20年7月31日)

(施行期日)

この改正要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日)

(施行期日)

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日)

(施行期日)

この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月31日)

(施行期日)

この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月26日）

（施行期日）

この改正要綱は、令和4年8月29日から施行する。

附 則（令和5年3月9日）

（施行期日）

この改正要綱は、令和5年3月10日から施行する。

附 則（令和6年3月29日）

（施行期日）

この改正要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日）

（施行期日）

この改正要綱は、令和7年4月1日から施行する。